

## 利尻町ホームページ広告掲載事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、利尻町が管理するホームページ(以下、「ホームページ」という。)に掲載する広告の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の掲載位置等)

第2条 広告を掲載する位置及び枠数は、町長が別に定める。

### (広告の基準)

第3条 広告を閲覧する消費者等の保護を図るため、次に掲げる広告掲載しないものとする。

- (1) 町の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動及び個人の宣伝に係るもの
- (3) 個人、団体等の意見広告及び名刺広告又はこれに類推するもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 誇大及び虚偽のおそれのあるもの
- (6) 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく風俗営業及び風俗営業に類推した業種に関するもの
- (8) 消費者金融専門会社に関するもの
- (9) 商品先物取引又はこれに類推するもの
- (10) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (11) その他掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

### (広告の種類、規格等)

第4条 広告の種類、規格、禁止表現については、町長が別に定める。

### (広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1ヶ月単位で連続6ヶ月までとする。ただし、広告枠に空きがある場合は、これを更新することができる。

- 2 広告掲載期間中に、サーバー等のメンテナンス以外の理由でホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖日数に応じて掲載期間を延長するものとする。ただし、これにより難いと町長が認めるときは、当該日数分につき広告の掲載料を日割りにより減額することができる。

### (広告の募集方法)

第6条 広告は、町のホームページにより公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、広告の枠を新たに設定したとき、または広告の枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

( 広告掲載の申込 )

第7条 広告の掲載を希望する者は、「利尻町ホームページ広告掲載申込書」( 別記様式第1号 ) により、1枠を限度として町長に申し込むものとする。

( 広告掲載の決定 )

第8条 町長は、前条の規定による申し込みがあった場合は、第3条及び第4条の規定に基づく審査並びに次の各号による順位を付け、広告掲載を決定する。この場合、同じ順位のものがあるときは、リンク先のホームページにおいて提供される情報が公共性、公益性の高いものを優先し、次に掲載希望月の総数の多いものを優先して選定するものとする。

( 1 ) 公益団体又は公共性の高い企業で北海道内に事業所等を有するもの

( 2 ) 前号に規定するもの以外の企業又は自営業で北海道内に事業所等を有するもの

( 3 ) その他企業又は自営業等

2 前項の規定により申込者の順位の優劣を判断することができない場合は、町長は抽選により決定する。

3 町長は、前各号の規定により掲載する広告を決定したときは、「利尻町ホームページ広告掲載( 不掲載 ) 決定通知書」( 別記様式第2号 ) により、その旨を希望者に通知する。

( 広告原稿の作成及び提出 )

第9条 広告主は、広告原稿を第4条の規定に基づき作成し、原則として広告掲載開始日から起算して10日前の日までで町長が指定した日までに、町長が指定した場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担する。

3 町長は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第3条又は第4条の規定に反すると認めるときは、広告主に対して修正を求めることができる。

( 広告掲載料及び納付等 )

第10条 広告掲載料は、1枠につき1ヶ月あたり20,000円とする。

2 広告主は、前項の広告料を町長が指定する期日までに納付するものとする。

( 広告掲載の取り消し )

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ち広告の掲載を取

り消すことができる。

( 1 ) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

( 2 ) 指定する期日までに広告料の納付がないとき

( 3 ) 広告主、広告の内容、又はリンク先のホームページの内容等が各種法令等に違反し、若しくは違反するおそれがあるときほか、第 3 条又は第 4 条の規定に反すると判断したとき

2 町長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合、既に納付されている広告掲載料は返還しないものとする。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取り消しを通知した日の属する月の翌月以降の月にかかる広告掲載料を返還する。

( 広告の取下げ )

第 1 2 条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取下げることができる。

2 町長は、前項の規定により広告の掲載を取下げする場合は、広告主は町長に対して書面により申し出なければならない。

3 町長は、前項の規定により広告掲載の取り下げを受理した場合、既に納付されている広告掲載料は返還しないものとする。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告掲載の取り下げを受理した日の属する月の翌月以降の月にかかる広告掲載料を返還する。

( 広告掲載料の返還 )

第 1 3 条 町長は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第 1 0 条の規定により定める広告掲載料に基づき、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、町長が町ホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料は返還しないものとする。

( 1 ) 機器等の保守又は工事を行う場合

( 2 ) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

( 広告主の責務 )

第 1 4 条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及

び負担において解決しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告の取り扱いに関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年2月15日から施行する。

(要領の付属)

2 この要綱には次の要領が付属する。

(1) 利尻町ホームページ広告掲載取扱要領

別記様式第1号

利尻町ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

利尻町長 様

(申し込み者)

住 所

氏 名

(法人の場合は、その名称及び代表者名)

連絡先

電話

E-Mail

担当者名

利尻町ホームページに広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みします。

|        |   |
|--------|---|
| 掲載希望期間 | ケ月<br>( 年 月 から 年 月 まで)  |
| 希望リンク先 | http://   |
| 広告の内容  | <p>バナー広告に記載する文字、色など、広告の概要を記入して下さい。<br/>既にバナー広告の原稿がある場合は、添付してください。</p> |
| 申込者の概要 | <p>会社の概要などを記入して下さい。</p>   |
| 備 考    |   |

別記様式第2号

利尻町ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書

平成 年 月 日  
第 号

様

利尻町長

年 月 日付け申請があった利尻町ホームページ広告掲載については、  
次のとおり掲載（不掲載）決定しましたので、通知します。

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 決定理由  |                 |
| 掲載期間  | 年 月 から 年 月 まで   |
| 広告掲載料 | 円（@20,000円× ヶ月） |
| 納付期限  | 別途通知します。        |
| 備考    |                 |